

第142回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和7年2月3日（月）13：30～15：15
2. 通知年月日 令和7年1月15日（水）
3. 公示年月日 令和7年1月15日（水）
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 318会議室
5. 出席者（委員）荒川会長、川崎委員、川本委員、持永委員、益本委員、岩岡委員、佐木委員
（事務局）松尾事務局長、馬場事務局次長、荒井係長、本多主任技師
（漁業振興課漁業調整担当）本田参事、木村主任技師
6. 議案 第1号議案 「会長及び副会長の互選について」
第2号議案 「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」
第3号議案 「コイヘルペスウイルスまん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」
その他
7. 議事

事務局	ただ今から、第142回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、昨年12月1日付けで第22期長崎県内水面漁場管理委員会委員に就任された方々での最初の委員会で、会長が決まっておりますので、今回は知事が招集いたしました。 本日の委員会開催にあたりまして、事務局長から挨拶を申し上げます。
事務局長	（事務局長挨拶） それでは議事に入ります前に、委員会を休会し、事務的な部分である委員の席順決定、委員及び事務局の紹介、内水面漁場管理委員会についての説明、会長選出のための仮議長決定までを事務局の方で進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	（異議なし）

事務局長	それでは委員会を休会します。 《休 会》
仮議長 （持永委員）	委員会を再開します。 ご指名がありましたので、仮議長を務めさせていただきます。スムーズに会長が選任されますよう、皆様のご協力をお願いします。 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。
事務局	本日は、金子委員が欠席されており、定員 8 名中、7 名の委員の出席となっております。 出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 173 条により準用される同法 145 条第 1 項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
仮議長 （持永委員）	それでは、第 1 号議案「会長、副会長の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	会長・副会長につきましては、委員会規程第 3 条により、委員が互選することになっておりますことから、互選していただくものです。 お手元の資料の 2 ページに第 22 期長崎県内水面漁場管理委員会の名簿を添付しておりますので、ご参考とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
仮議長 （持永委員）	それでは、会長、副会長について、どなたか立候補あるいはご推薦願います。
川本委員	任期中に全国内水面漁場管理委員会連合会の副会長と会長に長崎県がなると聞いていますので、会長と副会長は前期からの続投で、会長を荒川委員に、副会長を持永委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
仮議長 （持永委員）	ただ今、会長に荒川委員、副会長に持永委員が推薦されましたが、ご意見等ございませんか。

各委員

(意見なし)

仮議長
(持永委員)

ご意見もないようですので、会長を荒川委員、副会長を持永委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

仮議長
(持永委員)

ご異議もないようですので、第1号議案「会長、副会長の互選について」は、会長に荒川委員、副会長に持永委員を決定いたします。

会長が決定しましたので、以後、荒川会長に議事進行をお願いしたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

それでは、会長と副会長が決定しましたので、会長は会長席へ、8番の佐木委員は6番の席へご移動願います。

《席移動》

事務局長

まず、会長と副会長お二人にご挨拶をお願いし、その後は会長に議事を進めて頂きます。

それでは会長から挨拶をお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

続きまして副会長から挨拶をお願いします。

(副会長あいさつ)

会長

それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思います。ですが、当委員会規程第9条第2項により、会長と会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。

つきましては、席順に従い指名していくことでよろしいでしょうか。

各委員	(異議なし)
会長	それでは、岩岡委員と持永委員にお願いいたします。 続きまして、第2号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」を上程します。事務局に説明を求めます。
事務局	・ 県からの諮問文について朗読。 ・ 資料内容について、漁業振興課漁業調整担当から説明。
漁業調整担当	・ 長崎県漁業調整規則の一部改正について説明。
会長	ただ今、説明がありましたこのことについてご審議願います。
佐木委員	懲役と拘禁刑の違いはなんですか。
漁業調整担当	懲役では刑務作業が義務となりますが、拘禁刑では刑務作業が義務とされなくなります。拘禁刑では必要な作業を行うことができると規定されて、受刑者は更生プログラムとか国語、算数などの教科指導とか健康運動トレーニングとか、認知症予防トレーニングなど各自の特性に基づいた柔軟な処遇が可能となります。
事務局長	背景としましては、高齢化だとか複雑な社会情勢の中で、受刑者にもともと労働義務のある懲役と、労働義務のない禁固刑と一緒にして選択の幅を広げようというものです。当然、健常者の方々は労働の対価を得て貯蓄できるし、更生プログラムも選択できる。社会情勢の変化に対応して刑法が改正されて一律今年の6月1日から施行になりますのでそれに向けて一部改正されているような状況です。
会長	改正の内容に通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないとありますけども、内水面の場合はどういうことが想定されるんですかね。

漁業調整担当	衛星船位測定送信機等の備付け命令は今の制度では国が大中型まき網とかの大臣許可に VMS の設置命令を出して、船の位置を監視しており、その通信を妨害してはなりませんという新たな規定が設けられ、漁業法と合わせて県の規則にも謳う改正ですが、内水面では VMS を設置することはなく、あまり関係ないと思います。
会長	他にご意見等ございませんか。
各委員	(意見等なし)
会長	他にご意見等もないようですので、第 2 号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」は原案どおり変更して差し支え無い旨答申することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議もないようですので、第 2 号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」は原案どおり変更して差し支えない旨答申することに決定いたします。 第 3 号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」を上程します。事務局に説明を求めます。
事務局	・本委員会指示の発出状況について説明。 ・委員会指示案・告示案について説明（発出日は県公報掲載日）。 ・コイヘルペスウイルス病の概要、発生状況、九州各県の対応状況、指示・告示発出の経緯について説明。
会長	ただ今、説明がありました委員会指示案についてご審議願います。この件に関して、ご質問等ございませんか。 事務局、全国内水面漁場管理委員会連合会で KHV 病にかかる制限解除

	の検討を要望してたかと思いますが、説明できますでしょうか。
事務局	手元に資料がありませんが、全国内水面漁場管理委員会連合会の方で、水産庁に対して KHV 病にかかる制限をなくしてコイの放流をしたいという要望があり、水産庁の方には検討を要望してるんですけども、水産庁の方からは、全国で見れば、まだ発生している状況で制限解除はできないという説明と、試験研究機関の方でいろいろと科学的根拠となる試験研究を続けているとの情報提供はありました。
佐木委員	本病気の通報のきっかけは何かあるんでしょうか、定期的に検査しているんでしょうか。
事務局	直近でいうと、平成 29 年に長崎市の中島川で発生していますが、観光地で人の目があり、コイが死んでいると通報があって、調べたところ陽性でした。それ以外については今情報を持ち合わせていません。
事務局次長	島原で勤務しているとき、県内で初めて KHV が発生して現場に立ち会いましたが、コイが大量にへい死しているとの住民からの通報が第一報になります。鰓を切って、水産試験場や国の検査機関に検査に出して KHV の有無が分かる事例がほとんどです。
各委員	(特段なし)
会長	ご意見等もないようですのでお諮りします。 第 2 号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議もないようですので第 2 号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することに決定いたします。

会長	それでは、その他について、事務局から説明願います。
事務局	〔 ・ 前回の委員会で話が出た河川にかかる県の横の連携について説明。 〕
会長	自分でアンテナを張っていれば、河川整備計画を管理者が定めるタイミングに当該河川にかかる意見を言うこともできるということですか。
事務局長	整備計画策定の広報の仕方次第だと思います。水産部であれば、計画にかかる意見を照会された場合、河下に漁業権がありますとか漁業の実態の意見集約の際に前向きに検討したいと思います。
岩岡委員	希少生物がいる場合など、実際県や工事業者が専門家にヒアリングにきています。
会長	他にご意見等もないようですので、この件につきましては終了します。続きまして、その他の件で事務局から説明願います。
事務局	〔 ・ 前回の委員会で話が出たカワウ被害対策の進め方について説明。 〕
会長	市町にカワウ被害防止のための計画を立ててもらわないといけないということですかね。
事務局	まずは市町に相談ください。県でも関係する３課で共有しながらやっていきます。
会長	予定の議案についての審議は全て終了しましたが、他に委員の皆様から何かございますか。
各委員	(特段なし)
会長	それでは、これをもちまして、第１４２回長崎県内水面漁場管理委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。 ―― 閉会 ――